

令和 5 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 16 |

令和 5 年 7 月 1 9 日 (水曜日)

文教福祉委員会会議録

君

令和5年7月19日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時33分開議（実時間84分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第45号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第50号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査
（八代市立鏡第二保育園の今後の方向性について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 金子昌平君
委員 大倉裕一君
委員 友枝和也君
委員 中山諭扶哉君
委員 橋本幸一君
委員 橋本徳一郎君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 中 勇 二 君
教育部次長 松 川 由 美 君
学校教育課指導主事
兼保健体育係長 星 田 章 広 君
教育政策課長 下 津 恵 美 君
健康福祉部次長
（福祉事務所次長兼務） 田 中 かおり 君
生活援護課長補佐 中 田 好 信 君
こども未来課長 橋 口 伸 一 君
こども未来課保育係長 石 本 裕 美 君
国保ねんきん課長 早 川 孝 幸 君

○記録担当書記

小 谷 匠 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

○議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ

者あり) 教育部の中でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、教育部所管の分につきまして、松川次長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育部次長(松川由美君) 私のほうから、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 私のほうから、一般会計補正予算・第3号、御説明させていただきます。着座にてお許しいただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○教育部次長(松川由美君) それでは、予算書3ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になります。8644万3000円を追加し、補正後の額を44億4758万8000円といたしております。

なお、ただいま申し上げました補正額8644万3000円のうち、教育部が所管いたします金額は、8256万7000円でございます。差額387万6000円は、経済文化交流部所管分でございます。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。

18ページを御覧ください。真ん中の表からになります。

まず、款9・教育費、項3・中学校費、目2・教育振興費です。

中学校部活動整備事業で46万8000円、内訳といたしまして、報酬40万4000円、共済費2000円、旅費6万2000円を計上いたしております。これは、教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革の一環として実施するものでございまして、市内中学校の部活動において、教員に代わって指導したり、学校以外の会場まで引率したりする部活動指導員を会計年度任用職員として配置することといたしまし

た。その任用経費でございます。現在、希望のありました中学校に配置する予定といたしております。

特定財源といたしましては、県の熊本県教育・文化等振興補助金から3分の2、30万9000円を予定しております。

続きまして、同じページ、下段を御覧ください。

項6・学校給食費、目1・学校給食費です。2事業ありまして、まず1つ目です。(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業で、1483万5000円を計上いたしております。本市学校給食の施設整備につきましては、昨年度、基本計画を策定し、3月定例会の本委員会におきまして、新たに2つの学校給食センターをDB+O方式を用いて整備することなどについて説明させていただいたところでございます。

このDB+O方式とは、設計(デザイン)、建設(ビルド)を一括発注し、建設後の調理業務や維持管理等のオペレーション業務は別発注とする事業方式のことでございます。

現在、最初に整備予定の(仮称)新南部学校給食センターの建設に向け準備を進めておまして、本定例会では、その事業用地取得に係る経費並びにDB方式による事業者選定等に係る経費について補正予算を計上しております。

内訳といたしましては、役務費として、不動産鑑定料72万円、委託料として、用地測量業務委託料511万5000円、アドバイザー業務委託料900万円の計1411万5000円でございます。

なお、アドバイザー業務の内容でございしますが、今回の学校給食センターの整備において、市が行うDB事業者の公募、選定及び契約締結に係る専門性の高い事務に対する支援業務でございます。

具体的な業務といたしましては、建設地域の

地質調査やセンター内での作業動線を示したモデルプランの作成、事業経費の概算の算出、施設や設備等の性能水準等を示した要求水準書の作成、契約時の法的確認など、高度な知識と経験を必要とする業務支援が主なものでございます。

なお、本アドバイザー業務においては、令和6年度に実施する業務内容もあるため、年度ごとに業務内容を区分けし、令和6年度分については債務負担行為を組んでおります。

特定財源は、地方債として市町村合併特例債で480万円を予定しております。

次に、もう一つの事業です。学校給食費負担軽減事業（重点交付金）で、学校給食費支援として、補償、補填及び賠償金4680万円を計上しております。これは、物価高騰に直面する子育て世帯への生活支援を目的に、市立小・中・特別支援学校及び幼稚園の給食費を減額し、その分を補填するものでございます。

児童生徒、園児1名当たり6000円を予定しており、対象者数は7800人。支払い先は、八代市学校給食会や給食センター、あるいは単独調理校になります。

特定財源といたしましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）でございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

項7・社会教育費でございます。目1・社会教育総務費、自治総合センターコミュニティ助成事業で、負担金補助及び交付金1500万円を、目2・公民館費、自治公民館整備補助金事業で、同じく負担金補助及び交付金200万円の減額を計上いたしております。これは、両方も竹原町公民館の建て替えに伴う経費でございます。

まず、目1・社会教育総務費の1500万円ですが、これは、竹原町町内会が一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献事業である

コミュニティ助成金制度を活用して、自治公民館を整備するものでございます。

現在の竹原町公民館は、昭和46年に改築されたもので、既に51年を経過しており、土地を借用して使用しておりましたが、このたび契約更新をせず、新たに建てることになりました。

昨年度、自治総合センターの助成金制度に申請し、今年度になって事業採択を受けたことから、今回、補正を計上するものでございます。

事業主体は竹原町町内会で、総事業費は3515万6000円。助成金額は、補助率5分の3で、上限が1500万円となっておりますことから、今回の助成金額は上限の1500万円となっております。

特定財源、その他の欄に記載されている額がその金額でございます。

また、その下、目2・公民館費の自治公民館整備補助金事業でございます。本来、この竹原町公民館新築への補助金につきましては、今年度当初予算の本款項目にて予算計上されていたところでございます。しかしながら、ただいま御説明しましたように、本事業が、今回、自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことにより、本市自治公民館整備費補助金要綱にあります、他の制度による補助等を受ける場合は、当該補助等の対象となる経費については、補助対象経費から控除するものとするという条文に該当することとなり、市からの補助金交付対象から外れることとなりました。よって、その当初予算に計上しておりました200万円を減額するものでございます。

次、目4・図書館費です。図書館管理運営事業として746万4000円を計上しております。報償費で2万円、備品購入費で744万4000円です。これは、現在、ともだち号という愛称で、移動図書館として、車1台を毎週市内14ルート、28か所を巡回するサービスを

行っておりますが、その車が購入して31年たちまして、老朽化してきたことから、新しく買い換えるものでございます。

これも竹原町公民館同様、今回、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択事業となっております、特定財源として、その助成金700万円を活用して購入するものでございます。

なお、このたび購入します車両は1.25トン、車両ラッピングまで施しての納車を予定しております。

以上が、教育部の6月補正予算提出の内容でございます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） （仮称）新南部学校給食センター施設整備事業ということで、債務負担行為が、事業内容を区分けして行われるということなんですけど、区分けの内容というのはどういうものになるのでしょうか。

○教育部次長（松川由美君） 今年度が900万円、債務負担行為のほうは1900万円ほど上げておりますが、今年度分が、地質調査費が主なものでございます。そちらが約800万円ほどになっております。

それから、ずっと概算事業費算定を今年度ずっと進めていくわけですけれども、その分の今年度分ということで、100万円ほどを予定しております、トータルの900万円ということしております。

それから、来年度以降の債務負担行為分につきましては、説明でも少しお話し申し上げました、要求水準書の作成等がありますので、そちらのほうとか、あと、契約締結の支援ですね、法的な部分が、これで大丈夫かというようなところもありますので、そのような部分のチェッ

クをしていただいたりというようなところで、来年度、それが1900万円余りということで予定をいたしております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の事業に関連してなんですけども、不動産鑑定料と用地測量業務委託が、もう1000円単位で上がってるとですけど、もうある程度の候補地が決定しているという話なんでしょうか。

○教育部次長（松川由美君） 今現在ですね、3月のときに説明をいたしました、こちらの緑色の塗ってあるところ、こここのところで、ちょっと調査をかけまして、一応目星といいますか、地権者様のほうにですね、測量等はさせていただきますかというようなお話をさせていただいて、そこについては御了承いただいたので、今回、補正予算として上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 面積とか、どれぐらいとかというお話は、まだ説明はできませんですか。

○教育部次長（松川由美君） 計画の段階ではですね、6000食については7000平米ぐらいということで、計画書のほうにはうたってあったかと思うんですけれども、そちらは、もうぎりぎりの面積でございまして、例えば、職員が仕事に出てきたときの駐車場ですとか、配送用の、業務用の車を止める場所とか、そういうのは除いた部分での7000平米ということだったので、今回予定しておりますのは、そういうのも含めたところで、1万平米ほどを予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 中学校部活動整備事業

のところ、市内の中学校ということだったと思うんですけども、どこどこがその中学校なのか、なぜその中学校になったのかというところをお聞かせいただいていますか。

それと加えて、働き方改革という話もありましたけれども、ほかの学校とかへの導入、部活動の社会体育、地域移行というのが、どういった流れになっているのかというところを、進捗も聞かせていただければと思います。

○学校教育課指導主事兼保健体育係長（星田章広君） 失礼いたします。私のほうからお答えさせていただきます。

今回の部活動指導員は、文化部活動に関するところの国の事業に応募をいたしまして、文化部活動、吹奏楽部に関しての文化部部活動指導員、現在、市内6中学校に吹奏楽部がございまして、その中で、最終的に希望をされた第一中学校の吹奏楽部に部活動指導員を導入することを計画しております。

他の中学校に関しましては、部活動指導員の希望まで至らなかったということで、学校とやり取りをしてきましたけれども、第一中学校が最終的に希望したというところで進めていきたいと思っております。

それから、部活動指導員に関してですけれども、先ほど委員からありました、社会体育、地域移行のほうも、現在、検討委員会を開いて進めていっておりますが、将来的には、部活動から社会体育、社会クラブへの移行というところを目指して進めていっております。現在、様々な観点から検討しておりますが、部活動指導員の導入に関しては、部活動が存続するというのが前提となりますので、地域移行が少し時間がかかりそうな活動というところで、今回、吹奏楽部の受入先というところを、少しく、時間がかかりそうというところで、まずは部活動指導員の導入を目指したところでございます。

現在、他の活動、運動も含めてですね、他の

活動に関しては、検討委員会等で検討を進めながら、子供たちの活動を保障し、先生方の働き方改革にもつながるような改革を進めていっているところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） すみません、確認なんですけど、私、第六中学校もというような話、聞いてたんですけど、第一中学校だけで間違いないのでしょうか。

○学校教育課指導主事兼保健体育係長（星田章広君） 失礼いたします。当初、応募をした際には、第六中学校のほうも検討されましたが、最終的に、学校の中で先生方とお話をされた結果、今回は申請を見送るということで、御返事をいただいたということで、最終的に第一中学校だけになった次第でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 学校給食費負担軽減事業（重点交付金）のことでお聞かせください。

次長の説明の中で、学校給食費を減額するという説明があったと思うんですけど、個人の負担している学校給食費を、多分減額することなんだろうというふうに受け止めているんですが、1人当たり幾らの給食費を幾らまで減額をされる計画なんですか。

いいですか、すみません、もう一つ。あわせて、これまで学校給食費の値上がり関係とかも、もしお分かりでしたら、あわせて説明いただくと分かりやすいかなというふうに思います。

○教育政策課長（下津恵美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育政策課の下津です。

ただいまの大倉委員の御質問ですけれども、まず、児童生徒1人当たりの給食費を幾ら減額するかということですが、現在、給食費月額ですけれども、平均で、幼稚園で月額が3

775円、小学校で4488円、中学校で5620円、これは、一応月額になっておりますけれども、最終的に2月で調整などをいたしまして、最終的な総額は、1食単価掛ける給食回数ということになります、その中で、9月から2月までの給食費を、それぞれから1000円ずつ減額する予定としておりまして、総額、上限6000円を1人当たり減額する予定としております。

値上がりの状況ですけれども、最近のこの値上げによりまして、今年度でございますと、パンが60グラム当たりの値上げ額が1食当たり3.5円とか、牛乳も1食当たり3.95円、牛肉などについては1キログラム当たり207円、鳥肉も1キロ当たり53円、油なども18リットル当たり860円と、それぞれが値上がりをしております。

月額といたしまして、幼稚園でも月額100円から150円、小学校で100円から400円、中学校でも100円から500円の増額になっております。

今年度も、6000円という減額の金額の根拠といたしましては、最も値上げが多かったのが、東陽中学校が500円、月額当たり値上がりしておりますので、その12か月分ということで、6000円を減額の基準としております。

以上、お答えといたします。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前10時23分 小会）

（午前10時24分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（田中かおり君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、議案第43号・八代市一般会計補正予算・第3号中、健康福祉部所管分について説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費に3669万9000円を追加し、補正後の予算額を124億597万6000円とし、また、項2・児童福祉費に1億4402万9000円を追加し、補正後の予算額を96億5645万7000円とし、さらに、項3・生活保護費に154万円を追加し、補正後の予算額を31億2014万1000円としまして、民生費の総額は、3つ上になりますが、251億8363万6000円としております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳出の具体的な内容を説明いたします。

下段の表の、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、民生委員・児童委員関係事業に伴う負担金補助及び交付金として76万円を計上しております。これは、熊本県の民生委員・児童委員活動助成費県費補助金が、今年度から見直されたことによる八代市民生委員・児童委員協議会に対する助成金の増額

分、1区域当たり4万円、市内19区域分を補正するもので、市内各地域で重要な役割を担う民生委員・児童委員が相談対応活動や支援内容に関する広報啓発活動、委員の資質向上のための研修会に要する経費等について補助するものです。

なお、特定財源につきましては、全額、県支出金を予定しております。

次に、高齢者施設等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金として2896万3000円を計上しています。この事業は、光熱水費や食料品等の価格が高騰する中において、安定した事業運営を維持できるよう高齢者施設等を支援するものです。

対象施設といたしましては、介護施設及び介護事業所並びに養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなどの老人福祉法に規定する施設で、対象期間は、今年1月から9月までの9か月間としています。

また、支援金の額は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護などの入所系施設、通所介護、通所リハビリテーションなどの通所系施設、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援などの訪問系施設に分類し、提供サービスの種別及び施設規模に応じて段階的に設定しています。

具体的な支援額は、入所系施設が5万6000円から63万7000円、入所系施設のうち有料老人ホームが2万8000円から31万8500円、通所系施設が3万8500円から8万5000円、訪問系施設に2万8000円を給付予定としております。

対象の事業所数は、入所系施設134施設、通所系施設104施設、訪問系施設157施設の計395施設を見込んでおります。

なお、特定財源としまして、事業費の全額について国庫支出金を予定しております。

次に、障害福祉サービス等事業所物価高騰対

策支援金支給事業（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金として697万6000円を計上しています。この事業は、先ほどの高齢者施設等物価高騰対策支援金支給事業と同様に、光熱水費や食料品等の価格が高騰する中で、安定した事業運営を維持できるよう、障害福祉サービス事業所等を支援するものです。

対象施設としましては、障害者総合支援法の入所施設、グループホーム、就労施設、相談支援事業所等及び児童福祉法の障害児通所支援に係る施設で、対象期間は、今年1月から9月までの9か月間としています。

また、支援金の額は、入所施設、グループホームなどの入所系施設、就労施設、児童発達支援事業所などの通所系施設、訪問介護や相談支援事業所などの訪問系施設に分類し、提供サービスの種別及び施設規模に応じて段階的に設定しています。

具体的な支援額は、入所系施設が5万6000円から63万7000円、通所系施設が3万8500円から8万5000円、訪問系施設が2万8000円を支給予定としております。

対象の事業所数は、入所系施設29施設、通所系施設85施設、訪問系施設29施設の計143施設を見込んでいます。

なお、特定財源といたしまして、事業費の全額について国庫支出金を予定しております。

続きまして、14ページの上段の表、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費です。放課後子ども環境整備事業に伴う負担金補助及び交付金として1380万5000円を計上しております。これは、放課後児童クラブの運営に必要な施設整備に要する経費を補助するものです。

太田郷校区では、現在、太田郷小学校校舎内において放課後児童クラブを運営しており、支援員を充実するなどして、99人の児童を受け入れておりますが、依然4人の待機児童が発生

している状況です。

また、児童の支援に支障はないものの、児童1人当たりの専用区画面積が1.27平方メートルと、市が定める基準である、おおむね1.65平方メートル以上を満たしていないため、このたび校舎内に新たに十分な活動スペースを確保するものです。このことにより、活動環境の改善を図るとともに、受入れ児童数を増やし、さらなる待機児童の解消につなげるものです。

なお、特定財源として、国庫支出金として事業費の3分の2に当たる920万3000円、県支出金として6分の1に当たる230万円、また、市債充当率90%の公共事業等債200万円を予定しています。

次に、放課後児童クラブ等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金として141万5000円を計上しています。この事業は、電力・ガス等の光熱水費が高騰する中で、安定した事業運営を維持できるよう、放課後児童クラブや子育て支援センターを支援するものです。

対象施設としましては、市内の放課後児童クラブ34施設、また、私立の子育て支援センター5施設です。

放課後児童クラブへの支援額は、利用者数に応じて1万2600円から7万5600円まで、段階的に設定しています。

また、子育て支援センターへの支援額は、1施設当たり1万4000円を設定しています。

なお、特定財源として、事業費の全額について国庫支出金を予定しています。

次に、目3・保育所費です。公立保育所運営事業に伴う工事請負費に299万2000円を計上しています。これは、鏡保育園の調理室床下から漏水が発生しているため、給湯設備から調理室までの配管を露出配管に改修するための経費を補正するものです。

なお、本工事につきましては、園児へ安全な給食の提供を継続するために、早急な対応が必要なことから、既決の予算で対応させていただいております。

次に、私立保育所施設整備事業に伴う負担金補助及び交付金に1億550万3000円を計上しています。これは、保育所等における児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的に、園舎の耐震化等に伴う改築等に要する経費の一部を助成するものです。

今回、整備を行う施設は、千丁町のあけぼの保育園で、現在の園舎は昭和53年に建築され、耐震基準を満たしていないため、現園舎を解体し、同じ敷地内へ新たに建て替える計画です。

なお、本工事期間は、令和6年度までの2か年となっており、総事業費5億5758万円に対し、補助金として2億6375万7000円を予定しています。そのうちの40%を今年度予算計上しており、令和6年度に60%になります1億5825万4000円の債務負担行為を設定する予定です。

なお、特定財源として、国庫支出金3分の2を予定しております。また、残りの3分の1に対し、市債充当率95%の合併特例債を予定しています。

次に、保育所等食材費高騰支援事業（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金に1230万2000円を計上しております。これは、食料品等の価格高騰の影響を受ける中、保育所等において、これまでと同様に質が確保された給食を子供たちに提供するため、保護者に対して負担増を求めることなく、食材の値上がり相当分を市が保育所等に補助するものです。

補助対象は、市内の給食を提供する私立保育所、認定こども園、認可外保育施設等58施設で、対象児童数を4068人と見込んでおります。

補助額は、現在の給食材料費を上回る価格高騰分を児童1人当たり月額336円と仮定し、今年4月から12月までの9か月分で算定しております。

なお、特定財源として、全額、国庫支出金を予定しています。

次に、保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金に801万2000円を計上しております。これは、先ほど説明しました高齢者施設等、障害福祉サービス等事業所や放課後児童クラブ等と同様に、保育所等事業者に対し、事業の安定的な運営を支援するために支給するものです。

対象施設としましては、市内の私立保育所や認定こども園等52施設で、支援額は、利用者数に応じて3万1500円から18万9000円を設定しています。

なお、特定財源として、国庫支出金3分の1、県支出金3分の2を予定しております。

続きまして、下段の表、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で、補正額154万円を計上しております。これは、今年10月に予定されております生活保護基準見直しに伴うシステム改修、また、来年3月から運用開始予定の医療扶助のオンライン資格確認をする経費などについて補正するものです。

内容としまして、現在、改修を行っております医療扶助のオンライン資格確認のためのレセプト管理システム運用手数料8か月分22万円及び専用端末購入費23万1000円を計上しております。また、生活保護基準見直しなどに伴うシステム改修の委託料としまして108万9000円を計上しております。

なお、特定財源としまして、国庫支出金77万5000円を予定しております。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 生活保護事業のレセプト対象とそのシステムの分ですけれども、オンライン資格確認は入ってますけど、レセプトの分は、今オンラインではなかったんでしょうか。

その医療扶助のオンライン資格確認に関するという部分は、ちょっと具体的にどういうことなのかというのを、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○生活援護課長補佐（中田好信君） おはようございます。現在のレセプト、医療診療報酬明細書の確認については、紙媒体のほうで生活援護課のほうに送られてくるものを、今回からはですね、オンラインで確認できる、随時に確認できるように改修することになっております。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 放課後子ども環境整備事業で、放課後児童クラブの整備をされることはいいことだというふうに思うんですけど、空調とか、そういったところまで入ったところの事業費になっているんですかね、この金額というのは。そこを確認させていただいていいですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口でございます。

委員質問の空調は入っているかでございますが、空調のほうも入っている予算でございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） それと、質問変わるんですけど、保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）、こちらのほうについては、認可保育所等のみの費用ですよね。

認可外保育施設については、県のほうから出るんですかね、そこを確認だけさせていただいてよろしいですか。

○**こども未来課長（橋口伸一君）** 今、委員御質問の認可外保育施設につきましては、本市のほうで、ガス・電気代のほうにつきましては、補助する形になります。

以上でございます。

○**こども未来課保育係長（石本裕美君）** こども未来課、石本と申します。よろしくお願ひいたします。

今、委員御質問の保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）なんですけれども、こちらは、電気・ガスの物価高騰ということでよろしかったでしょうか。

給食のほうもお出ししているんですけれども。

○**委員（大倉裕一君）** 保育所等食材費高騰支援事業（重点交付金）については、市内58か所なので、認可外保育施設を含んで、市のほうが窓口となって補助をされるんですよね。

その次の保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）については、支援の施設が少ないですよね。これは、認可保育所等のみが対象というふうに思うんですけど、認可外保育施設については、県のほうから、きちんと支給をされるのかということを確認したいんですけれど。

○**こども未来課保育係長（石本裕美君）** 今回県のほうから、私学助成の私立幼稚園と認可外保育施設については、直接補助がありますので、そちらの施設を除いた、市内の52施設を市のほうで助成する予定となっております。

以上となっております。

○**委員長（中村和美君）** いいですか。

ほかありませんか。

○**委員（橋本幸一君）** 放課後子ども環境整備事業の中で、以前ですね、相談を受けたとき、こ

の校区内になくてから、バスでほかの校区から、利用者がされとったということを知ったのですが、今現在、この整備されることによって、もう、そういうことは解消されとったのですか。

それとまた、今後この改修後、4人の待機児童が解消されると思うんですが、大体その利用者の人数というか、大体どのくらいぐらい想定されて、現在の数と、この改修後の利用者の予定というのは、大体どのくらい想定されているんですか。

○**こども未来課長（橋口伸一君）** 委員御質問の、まず、改修によりどのくらい解消がされるかというお話でございますが、まず、現在99名で、4名待機児童が出ておりますが、改修することで、4名は解消になるかと思いますが、太田郷校区自体ですね、放課後児童クラブ利用者はですね、現在129名おまして、ほかの校区に行っている形になります。

今後も引き続きですね、解消に向けた取組を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○**委員長（中村和美君）** よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（中村和美君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（中村和美君）** なければ、これより採決いたします。

議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**委員長（中村和美君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

(午前10時46分 小会)

(午前10時47分 本会)

◎議案第45号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第45号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の早川と申します。よろしく願いいたします。着座しまして、説明のほうをさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） それでは、議案書の11ページをお願いします。

議案第45号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

初めに、提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

専決第2号・専決処分書でございます。内容は、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の内容は、13ページとなっておりますが、改正の主なものにつきましては、さきに配付させていただいております、右上に令和5年7月19日、文教福祉委員会、議案第45号、国保ねんきん課と記載しております、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の概要を用いて御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

まず1つ目、専決処分の理由及び改正の趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布、4月1日に施行とされたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減措置の対象拡大について、3月31日付専決処分にて、本市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

次に、改正の内容でございますが、1つ目が、課税限度額の引上げでございます。これは、高齢化の進展等により、医療費が増加する中、将来にわたって医療保険制度を維持可能なものとするため、さらに被保険者間の保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点から、高所得層にも応分の負担をいただくため、賦課限度額の見直しを行っているものでございます。

下の表を御覧ください。国民健康保険税のうち、中段の後期高齢者支援金など課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円へ引き上げるものでございます。

なお、基礎課税額の課税限度額の65万円及び40歳から64歳に係る介護納付金課税限度額は17万円に据え置かれますが、全ての賦課限度額の合計額は104万円になることとなります。

下段に、限度額の推移について参考に記載をしております。また、下のほうにも、保険税の率の増について資料として添付させていただいているところでございます。

次に、2ページ目のほうをお開きください。

国民健康保険税の軽減措置の対象拡大でございます。これは、消費者物価などの経済動向などを踏まえ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減

判定所得を引き上げるものでございます。

下の表を御覧ください。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の52万円から53万5000円、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を28万5000円から29万円に引き上げるものでございます。

下段に、参考として(具体例)給与収入1人世帯の場合として、それぞれ軽減の対象となる給与収入並びに給与所得を参考にお示ししております。

最後に、3、施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上で、議案第45号の御報告といたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 軽減措置の所得が上がるというのは、とてもいいかなと思っているんですが、最初の前段の説明でですね、課税限度額が若干ですけど、20万から22万に上がるということで、これだけでも負担に感じる方はいると思うんですけども、具体的に、影響とか、どのくらいあるかというのは把握はされますか。

○国保ねんきん課長(早川孝幸君) こちらのほうは、課税限度額超過のほうになるかと思うんですけども、実際、税率等についてはですね、変更がなく、あくまでも課税限度額のほうに2万円上がったという形になっているんですけども、令和5年度に本算定のほうが終了いたしましたして、実際に課税限度額、この超過の部分に当たる人数というところが、支援の部分につきましては559世帯の方が、この課税限度額超過のところ当たっているという形になります。

令和4年度については、714世帯という形で、実際ならですね、ここの部分について2万円上限が増えたところで、155世帯の部分ですね、課税限度額超過のほうは減ってきたという形となっているところでございます。

○委員長(中村和美君) いいですか。

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第45号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時54分 小会)

(午前10時55分 本会)

◎議案第47号・専決処分の報告及びその承認について(令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号(関係分))

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第47号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(田中かおり君) 健康福祉部、田中です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明いたします。

議案第47号・専決処分の報告及びその承認

について、議案書の31ページからの令和5年度八代市一般会計補正予算書・第2号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分について御説明いたします。

なお、補正予算の内容は、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増に関する国の支援策である重点支援給付金や、低所得の子育て世帯に対する特別給付金について、早急な対応を行う必要から、令和5年4月20日に専決処分を行ったものです。

まず、34ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項1・社会福祉費で、補正額6億1835万2000円を追加し、補正後の予算額は123億6927万7000円に、また、項2・児童福祉費で、補正額1億9814万8000円を追加し、補正後の予算額は95億1242万8000円としております。

民生費の総額は、2つ上になりますが、250億136万8000円としております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

歳出の具体的な内容を説明いたします。

上段の表の款3・民生費、項1・社会福祉費、目6・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、補正額6億1835万2000円を計上しております。これは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を給付することにより、負担の軽減を図るものです。

給付対象者は、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯及び令和5年中に家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯です。

なお、令和4年度電力・ガス・食料品等価格

高騰緊急支援給付金の対象とならなかった課税者に扶養されている方の世帯についても、今回の支給対象としております。給付額は、1世帯当たり3万円です。

支出のうち主なものは、給付金の給付費のほか、会計年度任用職員報酬や時間外勤務に対する職員手当等の人件費及び通知書発送の郵便料等の役務費やシステム改修のための委託料などの事務費です。なお、給付費は、給付対象世帯を約2万世帯と見込んで計上いたしております。

特定財源として、国庫支出金10分の10を予定しております。

スケジュールといたしましては、住民税非課税で、令和4年度に給付実績のある世帯には、6月9日にプッシュ型で通知書を発送し、口座の変更などの申出のあったものを除いた1万3700世帯分、4億1100万円を7月7日に給付しております。

また、口座情報等の確認が必要な世帯や課税情報の確認が必要な世帯には、現在、それぞれ確認書または申請書を送付しており、返送のあったものを審査の上、7月下旬以降、順次給付を行うこととしております。

さらに、家計が急変した世帯についても、順次申請を受け付け、審査後、随時給付することとしています。

次に、下段の表になりますが、款3・民生費、項2・児童福祉費、目4・子育て世帯特別給付金給付事業費で、補正額1億9814万8000円を計上しております。これは、国事業による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を給付することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。

給付対象者は、18歳までの児童がいる子育て

て世帯のうち、令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の支給を受けている方や令和4年度に八代市の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給した方、食費等の物価高騰の影響を受けて、直近で収入が減少した世帯などです。給付額は、児童1人当たり5万円です。

支出のうち主なものは、職員の時間外勤務に対する職員手当等や通知書発送の郵便料等の役務費などの事務費と給付金の給付費です。給付費は、支給対象世帯数を2250世帯、児童数を約3900人と見込んで計上いたしております。

特定財源として、国庫支出金10分の10を予定しております。

令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の受給者及び令和4年度に給付しました、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分の特別給付金受給者につきましては、既に1回目を5月29日に、2回目を6月23日に、合わせて1983世帯、児童3445人、対象世帯見込み数の約88%に1億7225万円をプッシュ型で給付しております。

なお、令和4年度3月補正で議決いただきました市及び県独自の生活支援特別給付金を上乘せし、給付しております。

また、直近で収入が減少した世帯等については、申請を受け付け、審査した後、随時給付することとしています。

以上で、議案第47号・専決処分の報告及びその承認についての説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前11時03分 小会）

（午前11時05分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○教育政策課長（下津恵美君） 失礼いたします。予算議案で、第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）、第9款・教育費の議案の中で、大倉委員から御質問いただきました、学校給食費負担軽減事業（重点交付金）につきまして、給食費月額幾らに対して幾ら補助をするのかという御質問に対しまして、給食費月額、令和5年度の月額を回答すべきところ、誤って令和4年度の月額を回答しておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

令和5年度の月額につきまして、幼稚園が3775円、小学校が4488円、中学校が5620円となっております。

すみませんが、訂正をお願いしたいと思いません。よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） いいでしょうか。

○委員（橋本幸一君） もう1回お願します。額のほうです。金額だけ。

○教育政策課長（下津恵美君） 幼稚園が37

75円、小学校が4488円、中学校が5620円でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。いいですね。ありがとうございました。

○教育政策課長（下津恵美君） よろしくお願ひします。

◎議案第50号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第50号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて御説明いたします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○こども未来課長（橋口伸一君） 議案第50号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は47ページから49ページになります。それと、お配りしております、右肩に議案第50号関係とあります資料について説明いたします。

この改正につきましては、こども家庭庁設置法等の施行により、本市の保育施設等に関して定めている条例の改正を行うものでございます。

まず、1の改正理由でございますが、こども

家庭庁設置法等の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し、従うべき基準、参酌すべき基準を定める次の法令の一部改正に伴い、本市の関係条例について所要の改正を行うものです。

改正となりました法令は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準です。

次に、2の主な改正内容でございますが、本市の2つの条例について一部改正を行います。

まず、（1）の八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。この家庭的保育事業等とは、比較的少人数の保育事業で、零歳から2歳までの子供を対象とした保育サービスを行うものです。本市においては、小規模保育事業所2か所、事業所内保育事業所1か所が該当いたします。この条例では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めております。

具体的な改正内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、保育所における保育の内容について指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ変更になるものです。

次に、（2）八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてです。この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、保育所、認定こども園、幼稚園、先ほど御説明いたしました、小規模保育事業所などが含まれており、本市においては67の施設が該当いたします。この条例では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準について定めております。

具体的な改正内容ですが、1点目は、先ほどの条例改正と同じく、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、保育所における保

育の内容について指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ変更になるものです。

2点目は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項の整理、その他字句の整理を行うものです。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行することとしております。

いずれも国の改正に合わせた改正となっております。

以上が御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら……。

○委員（橋本幸一君） ちょっと聞いてよかですか。

○委員長（中村和美君） 意見ですか、質疑。

○委員（橋本幸一君） 質疑です。

企業主導型の保育所は、これは普通の認可保育所等とみなしてよかですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員おっしゃる企業主導型の保育所でございますが、認可、認可外で申しますと、認可外保育施設の一部となります。

○委員（橋本幸一君） 認可外保育施設の一部というのと。

○こども未来課長（橋口伸一君） 企業等がですね、企業内の従業員の方に対して保育を行うものでございまして、認可者につきましては一都道府県や市ではございまして、国のほうの認可となっております。国のほうといいますか、内閣府のほうですね。

○委員（橋本幸一君） ということは、この範疇に入ってこんって理解してよかですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 企業主導型と呼ばれている保育所につきましては、この中に入ってきてございません。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第50号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前11時14分 小会）

（午前11時16分 本会）

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連し1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市立鏡第二保育園の今後の方向性について）

○委員長（中村和美君） それでは、八代市立鏡第二保育園の今後の方向性について説明願います。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて御説明いたします。

八代市立鏡第二保育園の今後の方向性につきまして御説明いたします。

お手元の資料、八代市立鏡第二保育園の今後の方向性について、御覧ください。まず、1ページを御覧ください。

現在、運営しております公立保育所9園については、八代市公立保育所のあり方に基づき、民営化や認定こども園化などにより、多様な保育ニーズへ柔軟に対応していくとともに、効率的な運営を図ることとしております。

この八代市公立保育所のあり方の概要につきましては、お手元の資料の3ページを御覧ください。

資料の左側に、公立保育所を取り巻く現状や課題等に踏まえ、左下の取組の方法として、民営化、認定こども園化、統廃合などをお示ししております。

また右側に、民営化の移管先条件や統廃合の条件等を記載しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

これまでの八代市立保育園の民営化等について、上段に在り方を策定しました平成25年以降の状況を記載しております。

3園を廃園、3園を民営化しており、直近では、令和5年4月に東陽町の河俣保育園を民営化しております。

下段には、現在の公立保育園の状況を記載しております。市内には9つの公立保育園があり、今回、民営化等を検討しておりますのは、鏡校区の鏡第二保育園になります。

それでは、1ページにお戻りください。

上段四角囲みに記載しております、鏡第二保育園の民営化等を検討する理由について、3点ございます。

1つ目に、同じ小学校区に公立保育所が2か所以上あること、2つ目に、入所児童数が保育所における最低定員である20名を下回っており、集団を通して社会性を高め合う適正な人員が確保され難いこと、3つ目に、保育園舎が建築後44年を経過し、公立保育所の中で建築年次が最も古いことが挙げられます。

項目1、2に、対象園と園の概要を記載しております。

続きまして、項目3の鏡町の状況といたしましては、（1）に、鏡町と鏡第二保育園の周辺の地域にある、鏡村火の口地区、津口地区、芝口地区、野崎地区の就学前児童数の推移を掲載しております。

鏡町全体で、平成30年度の651人から令和5年度の570人で減少しており、鏡第二保育園の周辺の地域でも、平成30年度の97人から令和5年度の70人に減少しております。

続きまして、（2）の鏡町の公立私立保育所の入所児童数の推移を記載しております。

表の記載のとおり、鏡町には公立が鏡第二保育園と鏡保育園の2園、それと、私立保育園6園の合計8園がございます。

あわせて、2ページを御覧ください。

こちらは鏡町にあります、各保育所の位置を掲載しております。黒丸の2に、鏡第二保育園がございます。その近くには、道のりで3キロ以内の園としまして、①の鏡保育園、③の若葉保育園、⑤の鏡しらぬい保育園がございます。また鏡町内には、ほかにも、有佐保育園、文政保育園、文政第二保育園、北新地かんのん保育園がございます。

では、1ページにお戻りください。

②の鏡第二保育園につきましては、令和5年度4月現在の入所児童数が15人で、平成30年度の35人と比較すると、5年間で20名減少し、減少傾向でございます。

また、令和5年度の鏡町全体の定員は580人、令和5年度の鏡町全体の入所児童数は502人であり、表の右端に記載しておりますとおり、鏡町全体での受入れ可能数は78人となっております。

次に、項目4、鏡第二保育園の本年6月1日現在の入所児童数についてでございますが、10世帯、合計13人で、その内訳は、零歳児1人、3歳児6人、4歳児2人、5歳児4人でございます。

このような状況を踏まえまして、今後の方向性でございますが、まず、保護者及び市政協力員をはじめとした地域の皆様に民営化等について御説明を行う予定です。

その後、民営化を行うための移管法人の募集を行います。

応募がありました場合は、民営化の方向で進め、応募がなかった場合は、鏡保育園への統合への方向で進めてまいります。

保護者、地域の皆様へ丁寧に御説明を行うとともに、様々な御意見をいただきながら、園児、保護者に寄り添い、不安を感じられないよう取組を進めていきたいと考えております。

以上で御説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 同一校区内に2つの保育園があるということですけど、規模を見ると、鏡保育園のほうが大きいのかなというのは感じるんですが、この鏡第二保育園がずっと減ってきた理由というのは、どういうことが考えられますか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員御質問のですね、鏡第二保育園が減ってきた背景でございますが、鏡第二保育園の周囲は農村部でございます。鏡町の中でも、鏡村火の口地区、津口地区、芝口地区、野崎地区の人口自体が、鏡町の中でも、市の中心部にあります鏡保育園に比べて少のうございます。そういった背景から、鏡保育園と鏡第二保育園とで、入所児童数に差がついたのかと考えております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 項目4にある鏡第二保育園の入所児童数、未満児が零歳児の1人のみということで、恐らく新規就農とか、そういった部分で影響があるのかなというふうな感じはするんですけど、エリア的に言うと、農村部というふうなことになるので、統合なり、民営化なりという部分で、その利用者について結構不便も出るのかなという気はしなくはないんですが、その辺の検討なんかされてますか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 今現在10世帯いらっしゃいますが、これから保護者の皆様にですね、ヒアリング等を実施したいと思っておりますが、御自宅からですね、鏡第二保育園までと、それと鏡第二保育園からお勤め先までのお時間であったりを、ちょっと計算させていただきました。

御不便といたしますかですね、大体、一つの世帯を除きまして、もし鏡保育園と統合になりま

した場合ですね、5分以内の所要時間の差となっております。1世帯につきましては11分ぐらい、鏡保育園に出される場合ですね、時間が延びるという形で考えております。

今後丁寧でですね、もし統合でありましたり、民営化となりましたときは、保護者の方々に丁寧に御説明したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今、橋本徳一郎委員から、子供数の減少の部分、話があったんですけど、今年度当初は15人いらっしたんですよ。6月になって、合計13名、この間で2名も減っていらっしやる。少なくなられた原因というのは、何かつかんでいらっしやいますか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員御質問の、4月から6月1日の間で2名、入所児童数が減った件でございますが、1世帯2名の方が転園されたということでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 1世帯で姉妹か兄弟の方がいらっした、その2名の方が園を変わられているということですね。その園を変わられた理由というのは何か聞いていらっしやいますか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員御質問の転園の理由でございますが、そちらにつきましては、私のほうでは、今、把握していない状況でございます。

○委員（大倉裕一君） 例えば、引っ越しとか、そういったのですよね、鏡地域から市外、町外に出られたというようなことであれば、やむを得ないのかもしれないかもしれませんが、もし鏡町内にいらっして、その園に残られないということであれば、何らかの原因が、やっぱりその園内にもあるのかもしれないということも考え

られるわけですよね。そこは、しっかり担当課として、なぜそういうふうに園を移られたのかといったところはですね、聞ける範囲で、しっかりそこを調査していく必要はあるというふうに思います。

特に、こうやって今後のことも考えていこうというような話になっているのであればですね、その辺りしっかり対応していただきたいというふうに思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 保育園の民営化というのは、非常に行政にとっても、そして子供たちにとってもですね、いろんな予算上、それから待遇の面でも、私は利点があると理解しております。

これまで民営化って、非常に、何と申しますか、保護者にとっても、地域にとっても、何と申すかな、公共施設がなくなるということは、非常に抵抗感があるわけで、やっぱりその辺についてもしっかりですね、配慮しながら、そして、ましてや保護者の人の、子供たちの、園児のさらなる、もし民営化になるとすればですね、いろんな転園とか、それについてもしっかり配慮しながら、急がずですね、過去にあまりにも急ぎ過ぎたために、非常にこの地域とのあつれきができて——壊れてしまったという過去の経験もあるわけですから、それにやっぱり配慮しながら、この事業は進めていただきたい、これは私の希望です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、八代市立鏡第二保育園の今後の方向性についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午前11時30分 小会）

（午前11時32分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和5年8月2日から4日までの3日間、兵庫県西宮市、大阪府岸和田市、兵庫県明石市へ、保健・福祉に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午前11時33分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に

より署名する。

令和5年7月19日

文教福祉委員会

委員長